

# 日本機械輸出組合セミナー



## ROLL & HARRIS LLP

### **Seminar:2019 米国のサプライチェーン セキュリティセミナー**

(逐次通訳付き)

2017年の米国トランプ政権発足後、米国は国内産業保護の動きを急速に進めるとともに、多国間で自由貿易市場拡張を目指す動きから、戦略的に安全保障政策と経済政策を一体化し、二国間で新たな貿易の枠組みを作る動きを進めています。

我が国との間では、日米貿易協定がまとまり、発効に向けた国内審議が進む一方で、中国に対しては追加的な制裁関税を賦課するとともに、米国の安全保障を脅かすとして中国の通信機器メーカー（Huawei等）への制裁を強めていることから、中国を中心にモノづくりを進めてきた我が国企業の間にも、他のアジア諸国への移転が加速することも予想されます。

当組合は、米国の税関セキュリティ施策、関税施策をテーマに毎年、税関当局及び現地の輸出入規則に精通した弁護士を講師に迎えセミナーを開催しておりますが、今年度は、米国の海外製品の関税評価方法、原産地規則の考え方に加え、中国製品に対する輸出管理規制に焦点をあて解説頂くこととしております。

セミナー詳細は以下のとおりとなりますので、多くの皆様にご参加頂きたくご案内申し上げます。

**1. 日時：2019年11月7日（木） 13：30～17：00**

**2. 場所： 機械振興会館 6F 6D-1  
東京都港区芝公園3-5-8**

**3. 講師：**  
米国 ROLL & HARRIS LLP  
マイケル・ロール弁護士  
ブレット・ハリス弁護士

#### **4. 議題**

##### **(1) 米国の追加関税の動き**

- ・ 米国通商法 301 条（不公正貿易対抗）に基づく中国への追加関税
- ・ 欧州原産品への通商法 301 条追加関税
- ・ 自動車、鉄鋼に対する通商法 232 条（安全保障）の追加関税

## **(2) 通商法 301 条における原産地規則の考え方**

- ・ 非特惠原産地からの輸出品に対する原産地規則の解釈
- ・ FTA の原産地規則の考え方

## **(3) 通商法 301 条対象貨物に対する関税軽減策**

- ・ ファーストセールが適用されるケース
- ・ ファーストセール適用時の課税価格の考え方

## **(4) 新たな FTA の動き**

- ・ 新 NAFTA(USMCA)執行の見通し
- ・ 日米貿易交渉

## **(5) 米国-メキシコ間の国境警備強化に伴う貨物遅延の問題**

## **(6) 米国輸出管理の動き**

- ・ 米国政府の中国製品に対する制裁

(1)～(5)はマイケル・ロール弁護士、(6)はブレット・ハリス弁護士が担当します。  
講師、講演内容は急遽変更となる可能性があります。予めご承知おき下さい。

**5. 参加費: JMC 会員: 2,000 円 一般 :4,000 円 (税別)**

**6. 定員 : 80 名**

定員になり次第、締切りといたします。

応募者多数の場合は、組合員優先となりますので、予めご承知おきください。

## **7. 申込方法:**

参加ご希望の方は、以下の申込みアドレスから必要事項をご記入の上、送信してください。

申込期限は 11 月 1 日 (金) 17:00 ですが、定員になり次第、受付終了といたします。

また、キャンセルされる場合は、11 月 5 日 (火) 17:00 までにご連絡ください。

(お申込みの流れ)

① 当組合ホームページに必要事項を入力の上、11 月 1 日 (金) までにお申込下さい。

アクセス先 : <http://www.jmcti.org/jmchomepage/semminar/index.htm>

↓

- ② ご登録されたメールアドレスに当組合から受付確認メールが届きますので、ご確認下さい。
- ↓
- ③ セミナー当日は、本メールをお持ちになって下さい。メールと引換に当日セミナー資料をお渡し致します。
- ④ セミナー終了後に、当組合から請求書をお送りいたしますので、期日までにお支払下さい。
- \* 11月6日以降はキャンセルのご連絡を頂いても参加費はご請求させていただきますので、ご注意ください。お支払を確認の後にセミナー資料をお送りいたします。

**本セミナーに関するお問合せ**

日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ

(担当：多田、吉田)

電話：03(3431)9800 Email: bukai@jmcti.or.jp

## 会場へのアクセス

機械振興会館 B2ホール (東京都港区芝公園 3-5-8)



### 【地下鉄】

東京メトロ日比谷線「神谷町」駅下車 1番出口 徒歩約7分  
 都営大江戸線「赤羽橋」駅下車 赤羽橋口 徒歩約8分  
 都営三田線「御成門」駅下車 A1出口 徒歩約10分  
 都営浅草線「大門」駅下車 A6出口 徒歩約15分

【JR】「浜松町」駅下車 北口 徒歩約18分

【バス】「浜松町～東京タワー路線」「渋谷～東京タワー路線」東京タワー前下車すぐ

講師略歴：

■マイケル・ロール氏：

ロール&ハリス法律事務所 弁護士

ジョージタウン大学の外交スクールで国際ビジネスおよびラテンアメリカを集中的に学び外交学士を取得した後、フォードム大学のロースクールに学び学位を取得した。

大手法律事務所の国際貿易弁護士、パートナーとして、輸出入のあらゆる法規則におけるクライアントの代理を務め、産業界での経験は20年以上に亘る。Pisani & Roll 法律事務所では、NAFTA、GSP、CBI、IFTA 等、米国と海外との貿易特惠プログラムで多くの業績を有する第一人者である他、米国の輸入取引の集中監査や複雑な輸入コンプライアンスプログラムの導入にかかる企業の支援には豊富な経験を有しており、クライアント層も大手小売業、通信、電子製品、農業、医薬、化学、がん具、繊維と広く、大小様々な企業を有している。税関の輸入自己監査プログラム(ISA)にテクノロジー/通信会社が初めて適合できるよう会社のプログラム申請に助言したこともある。

C-TPAT にも精通しており、企業の C-TPAT 認定にも多く関わってきた。企業の貿易コンプライアンスに関連して、罰則、事前開示、開示検証、税関調査、没収、罰金の執行にかかるクライアントの代理経験も豊富である。

スペイン語にも堪能で、英語とスペイン語で税関コンプライアンスセミナーの講師を務め、米国、カナダ、メキシコで、NAFTA および米-メキシコの通関手続についての講演活動や国際貿易誌には数多くの記事寄稿の経験もある。

カリフォルニア州およびイリノイ州で、米国国際通商裁判所、連邦巡回区控訴裁判所、連邦最高裁判所、連邦請求裁判所、イリノイ州北部地方裁判所での弁護士業務を行っている。

■ブレット・ハリス氏

ロール&ハリス法律事務所 弁護士

ニューヨーク大学で法律を学んだ後、コーネル大学で政治・経済学を卒業。

通関、国際貿易、輸出管理を専門とし、米国企業または多国籍企業と、米国税関・国境取締局、国務省、商務省等との政府機関との間で生じた問題の弁護に務めてきた。国際取引の関税評価、関税分類、原産地評価等に起因する問題で合法的に関税納付額の減額が行えるよう国際取引の見直し指導も行っている。また輸出管理面で国務省の武器規則、商務省の輸出管理規則、財務省外国資産管理局の制裁プログラムを中心にも Fortune500 に掲載されている企業に対する助言も行っている。